

令和元年度に実施した個別指導に  
おいて保険薬局に改善を求めた  
主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 2 年 8 月

## 目次

I	調剤全般に関する事項	
1	処方箋の取扱い	1
2	処方内容に対する薬学的確認	1
3	調剤	2
4	調剤済処方箋の取扱い	2
II	調剤技術料に関する事項	
1	調剤料	2
2	調剤料又は調剤技術料に係る加算	2
III	薬学管理料に関する事項	
1	薬剤服用歴管理指導料	3
IV	事務的事項	
1	届出事項	4
2	掲示事項	4
V	その他	
1	調剤報酬明細書の記載	4
2	保険請求に当たっての請求内容の確認	5

## I 調剤全般に関する事項

### 1 処方箋の取扱い

(1) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されているにもかかわらず、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印のない処方箋をそのまま受け付け、調剤を行っている。

(2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用量の記載がない。
- ② 用法の記載がない。
- ③ 外用薬の使用部位に係る記載がない。

### 2 処方内容に関する薬学的確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
  - ・ 喘息患者に対するカルベジロール錠
  - ・ 緑内障に対する塩酸プロピペリン錠、プロチゾラム OD 錠
  - ・ 心不全に対するメトグルコ錠
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
  - ・ パーキンソン病に対するゾニサミド錠 100 mg、エクセグラン錠 100 mg
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
  - ・ 高齢者に対するソルピデム酒石酸塩錠 10 mg 1 錠（初回投与）
  - ・ 高齢者に対するサイレース錠 2 mg 1 回 1 錠
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
  - ・ ファモチジン OD 錠 20 mg 1 日 1 回朝食後
  - ・ ザイザル錠 5 mg 1 日 1 回夕食後
- ⑤ 過量投与が疑われるもの
  - ・ ロコアテープ 10 cm×14 cm 35 枚 1 日 1 回（17 日分）
- ⑥ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
  - ・ タンナルピン 3 mg とクエン酸第一鉄 Na 錠 50 mg
  - ・ タルセバ錠 100 mg とタケキャブ錠 20 mg

- ⑦ 重複投与が疑われるもの
  - ア カルシウム拮抗剤
    - ・ レザルタス配合錠 HD とシルニジピン錠 20 mg
    - ・ アムロジピン OD 錠 10 mg とニフェジピン CR 錠 40 mg とシルニジピン錠 5 mg
- ⑧ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
  - ・ PL 配合顆粒（頓用）と SG 配合顆粒（頓用）
  - ・ ユナシン錠 375 mg とオーグメンチン配合錠 250RS の服用
- ⑨ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
  - ア 8週を超えるプロトンポンプ阻害薬
    - ・ ネキシウムカプセル 20 mg

### 3 調剤

- (1) 調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。一般名処方に係る処方箋を受け付けた場合は、薬担規則に照らし、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行い、後発医薬品を調剤するよう努めるとともに、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めること。

### 4 調剤済処方箋の取扱い

- (1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない又は不明瞭な例が認められたので改めること。
  - ① 調剤済年月日
  - ② 保険薬局の所在地
  - ③ 保険薬局の名称
  - ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印

## II 調剤技術料に関する事項

### 1 調剤料

- (1) 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ① 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。

### 2 調剤料又は調剤技術料に係る加算

- (1) 自家製剤加算
  - ① 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- ・ 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

### Ⅲ 薬学管理料に関する事項

#### 1 薬剤服用歴管理指導料

##### (1) 薬剤服用歴の記録

- ① 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 次の事項の記載が不十分である。

- ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像
- ・ 疾患に関する情報
- ・ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ・ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
- ・ 服薬指導の要点
- ・ 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）
- ・ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

イ 副作用の眠気に対して運転等危険な作業に注意を促していない例が認められたので改めること。なお、車の運転の有無については、薬剤服用歴に記載しておくこと。特に、「車の運転禁止」とある薬剤の服用に当たっては、運転に注意するようにではなく、禁止と伝えるとともに、その旨を薬剤服用歴に記載しておくこと。

- ② 薬剤服用歴の記録について、判読性の向上に努めること。

- ③ 特に重要な基本的注意・重大な副作用について、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。

##### (2) 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

- ① 電子的に保存している記録について、次の不適切な例、又は事項が認められたので改めること。

ア 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠していない。

- ・ 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育研修を行っていない。
- ・ 特定のIDを複数の事務職員が使用している。
- ・ 監査に係る運用管理規程の内容が不十分である。
- ・ 運用管理規程に定めているシステムの監査を実施していない。

- (3) 重複投薬・相互作用等防止加算
- ① 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない又は正確に記録していない。
- (4) 特定薬剤管理指導加算
- ① 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
  - ・ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
  - ・ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。
  - ・ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。
- (5) かかりつけ薬剤師指導料
- ① かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ・ 患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。

#### IV 事務的事項

##### 1 届出事項

- (1) 次の届出事項の変更が認められたので速やかに届出すること。
- ① 保険薬剤師の異動

##### 2 掲示事項

- (1) 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
- ① 明細書の発行状況について
- ・ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

#### V その他

##### 1 調剤報酬明細書の記載

- (1) 麻薬小売業者の期限切れ免許証番号を記載している不適切な例が認められたので改めること。

## 2 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

- ① 保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。